

県庁職域支部だより

<http://www.kanagawa-kentikusikai.com/sibu/kenchou/>

Vol.12 2006.3

平成17年度を振り返って

支部長 三杉三郎

平成17年度もあとわずかとなり、この支部だよりが委員の皆様が届く頃は年度も替わっていることと思います。

今年度の建築界を振り返ってみると、最大の出来事は建築士による構造計算書偽装問題である。建築士法が制定されて半世紀、この間、設計のミスによる建物の倒壊や、屋根の落下等の事故は記憶にあるが、故意に構造計算を改ざんし、地震に耐えられない建物を100棟も設計するという悪質な犯罪は、前代未聞で言語道断である。この建築士の職業倫理に反する行為は、建築関係者だけでなく社会を震撼させ、建築設計業務に対する国民の信頼を損ね、誠に遺憾であり断じて許すことは出来ない。我々建築士は、この事態を厳粛に受け止めるとともに、国民の信頼回復に向けあらゆる場面を通して日々努力する責務がある。

年度末には、再発防止に向けた法律の改正案が国会に提出され、引き続き第二弾の改正に向けた作業も併せて行われていることから、県庁職域支部でも機会を捉えて意見や提言を建築士会に上申することも必要であると思う。

県庁職域支部では、今年度は会員増を大きなテーマとして取り組んだが目標数に届かなかった。建築士会の魅力をアピールできる活動を行うことが会員増につながる近道である。新年度は魅力ある事業を企画し会員増を目指したいと思う。

今後とも支部会員の皆さんの更なる活躍に期待し、県庁職域支部の発展のために共に頑張りましょう。

支部ニュース

お知らせ ～ 専攻建築士制度について

建築士は、建築士業務の専門分化という時代に、自らの責任を果たす専門業務領域と、その能力を消費者や社会に明示する責任があります。

神奈川県建築士会では、日本建築士会連合会が提起した「CPD・専攻建築士制度」に基づき、平成17年度より「専攻建築士制度」を開始しました。

このたび、平成18年度の制度申請が開始されましたので、県庁職域支部の方々の積極的参加をお願い致します。

■関係書類の配布

配布期間 平成18年2月13日～5月31日

配布方法 神奈川県建築士会ホームページよりダウンロード

申請書類申込書に諸事項をご記入の上、神奈川県建築士会事務局へFAXにてお申し込み下さい。

■審査・登録申請書類の受付

受付期間 平成18年4月3日～5月31日

受付場所 神奈川県建築士会事務局

申込方法 必要書類を神奈川県建築士会へ持参、または郵送にて申請して下さい。

報告事項

- ・ 支部長挨拶
- ・ 支部ニュースお知らせ

トピック

- ・ これからの建築的クオリティについて
- ・ この1年～平塚市部さん

近況報告

- ・ 住宅営繕事務所

構造計算書偽装問題が突きつけた建築行政の課題 建築指導課 加藤 邦裕

およそ半年前の平成17年11月17日に国土交通省が発表して以来、構造計算書偽装問題は、実際に偽装された計算書による建築物が建設されていたことで、大きな社会問題となつています。

この問題が発生した原因については、

①設計者として…意図的に構造計算書の偽装を行うという、構造設計者の資質の問題や構造設計者の偽装をチェックできなかった（しなかった）元請け設計者のあり方の問題

②建築関係者として…建築主、販売者、建設業者、コンサルタント会社など関係者の利益偏重という姿勢の問題

③建築行政として…構造計算書の偽装を見抜けなかった建築確認の審査の問題

などが言われています。特に③については、建築確認の図面や計算書などの申請図書は建築士がその責任において作製したものであることから、それまで確認において意図的な偽装を疑うような審査はしておらず、盲点を突かれたものとも言えます。

しかし、このことにより、建築確認制度そのものに対する信頼が揺らいだことは事実です。で、問題発生以降、再発防止や信頼回復へ向けた様々な努力が行政などにおいて行われているところです。

一方、偽装問題の再発防止に向けた建築基準法の改正案が現在国会で審議されており、それによると、確認申請された構造計算書の審査を厳格化するため、建築王事や指定確認検査機関の審査に加え、都道府県又は第三者機関が適合

これからの 建築的 クオリティ について

性の判定を行う仕組みとなります。

具体的にとどのような判定体制となるのかは、現時点では何とも言えませんが、少なくとも現行の構造審査より、時間、手間、コストがかかるのは間違いありません。安全を担保するためとは言え、行政だけではなく、新たな負担を施主等の皆さんにもお願いすることになります。

また、この偽装問題の発生で、構造技術者そのものが少ないという問題もクローズアップされており、そもそも適合性の判定を行う機関や技術者が足りるのか、処理しきれぬのか、という懸念にも対処していかなければなりません。

今回の偽装問題は、図らずも、建築の構造計算というものにスポットライトを当てた格好となりました。良い意味で注目された訳ではないものの、建築の構造計算がこれほど社会の関心を集めたことは、かつて無かったのではないでしょう。

再発防止へ向けた取組みは、既に、建築関係の各分野で進んでいます。建築行政においても、再発防止はもちろんのこと、人々の関心を安心につなげていけるよう、これからも信頼回復に向けた努力を続けていきたいと考えています。

この問題を巡って市議会でも質疑が行われ、私も答弁に立ったが、この事件は要綱行政の限界を明らかにするとともに、高度地区の指定拡大の必要性など、平塚市の都市計画の課題を浮き彫りにすることになった。

これが昨年前半の象徴的な事件とすれば、昨年後半の象徴的な事件は、何と言っても耐震偽装事件の平塚市への波及である。構造専門の1級建築士が構造計算を偽造するというショッキングな事件であり、建築士のモラルハザードがここまで進むとは信じられなかった。

このように、わずか1年の間にも、いろいろな事件があったが、本来業務である条例や都市計画の検討作業はかなり進んできている。しかし、これから本格的に地域や議会、関係団体等に説明して理解を得ていく必要があり、まだ道半ばというか3合目くらいかもしれない。

これからの1年もまたいろいろあるであろうが、交流職員としての私の目標は、周囲の環境に適応しつつ、周囲の環境を変える努力を毎日積み重ねることである。



シックハウス問題

営繕計画課 高橋 昌祐

昨年、防水工事が原因と見られるシックハウス問題が発生しました。シックハウス対策等については、もう皆様ご存知のことと思いますので、ここでは私の雑感を書かせていただき、お茶を濁させていただくことをお許しください。当初、「屋上防水工事が原因のシックハウスが起こっているらしい」と聞いた時には、私自身半信半疑でした。防水工事を使うプライマーが、コンクリートのクラックを通じて建物内部に浸透し、問題が起きたとの原因が分かるにつれて、そんなことがあるのだとの驚きを覚えていきます。シックハウスについては、建物内の工事について、従来から注意してきたところでしたので、建物内工事で発生するトラブルとの『思いこみ』があったからかも知れません。今回の問題が『思いこみ』によるものであったかは、定かではありませんが、『思いこみ』による事故は世間一般に度々発生するものです。特に重大な事故が起こった場合には、原因究明と共に様々な対策を立てることとなります。一般的な対策としては、手順書や実施要領の作成見直し、個人への注意喚起などの対策を行っていると思います。今回も県土整備部では、「公共建築工事シックハウス対策の手引」を昨年7月に作成しました。しかし、聞くところによると、これらだけでは事故全般への予防策にはならないそうです。特に注意喚起という精神的なもの、単に個人に責任をかぶせるだけになる場合があるので、注意が必要のことです。

注意喚起を促された場合に人は、『危険予測』をして問題が起こらないようにすることになります。ところが、このような『危険予測』する行為そのものが『思いこみ』を生む可能性があるとのことです。つまり、予測に頼り確認を怠ると『思いこみ』に発展することがあるのだそうです。この場合、自分は間違っているかもしれないと考え、他人のアドバイスを求めるなどして、先入観を除いて客観的に見るのが重要だとのことです。そのためには、日頃からものの言いやすい風通しのよい職場環境が必要なのかもしれません。シックハウスについても、単純なことや何かおかしいなと思ったら、躊躇せず周りの人に話しを聞いてもらえればと思います。また、シックハウスに限らず、小さなコミュニケーションが大きな問題を防ぐことにつながるかもしれません。私自身もこのような環境をつくれるように、今後も努力をしていきたいと思えます。

最後に、私がシックハウスに関して色々な研修に参加させていただいた中で、参考になったことを紹介させていただきます。汚染物質などの室内濃度Kは、時間 t ∞においては、以下の式で表せるそうです。
$$K = K_0 + W / NV$$

(K_0 : 屋外濃度、 W : 汚染物質の発生強度、 N : 換気回数、 V : 室の容積)
この式から判ることは、①汚染物質(W)を減らせば濃度を減らせるということ、②換気回数(N)を増やせば濃度を減らせるということです。こんな簡単な式でシックハウス対策がズバリ言い表せます。意外に世の中はシンプルなのかも知れません。

この1年

平塚市都市づくり・景観担当部長 節健夫

私の平塚市との縁は、ツインシティの基本計画案を作った平成11年春に大神地区に説明に入ったのが最初だったと記憶している。それから平塚土木事務所にて2年勤務したので、平塚市は私にとって馴染みの都市になった。そうは言っても、昨年度から交流職員として平塚市に異動するというのは全く想定外の出来事であった。若い頃は、毎年提出する意向申告書に「市町に出てまちづくりの仕事をしてみたい」と希望を書いてきたが、実現することがなかったからでもある。

大蔵市長さんから辞令をもらい、平塚市が現在検討を進めている「都市づくり条例」や「景観計画」等の策定作業を担当することになったが、この他にも、都市計画の高度地区指定や建築条例の策定作業など、まちづくりに関する仕事を広くお手伝いすることになった。

まず、着任して最初の仕事は、平塚駅の南に位置する杏雲堂病院跡地のマンション計画に対する景観指導であった。平塚市では、平成3年度に「都市景観基本計画」を策定し、平成5年度から「都市景観づくり要綱」に基づいて、大規模な建築物等に対する協議を行ってきた。

このマンション計画は、当初16階建ての計画であったが、住民の反対請願や議会による請願採択など地域の意思表示を背景に、市では事業者と粘り強い交渉を展開し、最終的には10階まで高さを下げてもらうことになった。

近況報告

施設整備・管理のプロ集団を目指して

住宅営繕事務所長 高橋 聡

○ はじめに

早いもので、住宅営繕事務所が設置されてから1年が経ちます。この間、会員の皆様を始め関係部局・団体の皆様には、いろいろな場面でご助言等いただき、感謝申し上げます。

行政システム改革の一環として、建築、設備の技術者を集約してマンパワーの活用を図り、県有施設の依頼工事（建築、設備）を一体的に進めるとともに、これまで別個だった県営住宅の建設、管理部門を一元化した組織として、昨年4月にスタートしたところです。

技術者の集団と見られがちですが、管理等ソフトを含めた知識を必要とする組織で、技術職と事務職が半々という構成（総勢95名）になっています。

○ 1年間の主な取組み

・ 運営会議の設置

住宅対策、県有施設整備の効果的、効率的な推進に向けて、課題の共有、同じ土俵での議論の場が必要と考え、所内の部課長で構成する「住宅営繕事務所運営会議」を設置しました。

さらに運営会議の元に、横断的な課題を検討する所内プロジェクトチームを立ち上げ、各部相互間のコミュニケーションの確保及び人材の育成等に努めました。

・ 県営横山団地建替事業1期工事が竣工

「環境共生都市づくり事業」として景観への配慮や既存樹木の保存などを行い、8階建て2棟109戸の住宅を建設しました。

・ 県営住宅のアスベスト使用実態調査の実施

詳細調査が必要な住戸（5団地50棟664戸）について、直営調査を実施しました。

・ 大規模県有施設の完成

県有施設の長寿命化計画などに伴う工事が佳境を迎え、青少年センター、県立看護養成施設等が完成。また、病院事業庁が今年度より発足し、こども医療センター新棟が3年の歳月をかけて完成しました。

・ 県立高校再編整備に係る事業進行

川崎高校、神奈川総合産業高校、座間養護学校北棟耐震補強工事が完成。また、小田原高校、厚木清南高校の改修、耐震補強工事などを発注しました。

・ 増加する除却工事

施設を建設する一方で、元豊田高校、衛生研究所等34棟の除却工事を発注しました。

○ 今後の取組み

県有施設の長寿命化、県営住宅ストックの有効活用という流れの中で、建築に係るハード面の技術力と住宅管理に係るソフト面の知識力を的確に発揮することにより、仕事の精度を高め、県民サービスの向上に努めてまいります。

引き続き、ご理解、ご協力の程よろしくごお願い申し上げます。

編集後記 正直に言いますと、ドタバタの12号発刊となりました。幹事に就任すること12年になりますが、一番の難産だったと思います。こころよく原稿を引き受けていただいた皆様、ありがとうございました。皆さんの御協力があって続けられる企画だと思っています。今後とも御支援よろしくごお願いいたします。